

# 狩猟入林者の皆さんへ

(代表者の方はメンバー皆さんに配布し、内容を確認させていただきます。)

- 1 銃等の取り扱い及び管理は法律等に基づき、適切にお願いします。
- 2 狩猟に出かける時は、家族・仲間等に入山、下山の日程、行き先の周知をお願いします。
- 3 狩猟入林禁止措置は、事業実行など安全対策上から必要があるため制限しているものであり、遵守をお願いします。特に、狩猟区域から狩猟入林禁止区域に向けて発砲しないようにお願いします。  
なお、制限は事業実行地と安全面を考慮した区域をあわせて設定していますのでご承知願います。
- 4 狩猟入林禁止区域図に表示した箇所以外であっても、事業上の都合等から入林を制限する場合がありますので、林道入口等の看板にご注意願います。また、狩猟者以外の人の形跡や車両等についても、併せてご注意願います。  
なお、鳥獣保護区及びレクリエーションの森等以外の当署で定めた狩猟入林禁止区域については、可能な限り日曜日と年末年始（12月29日から1月3日）を可猟（一部土曜日、祝日可猟あり）としています（図面に明記されています。）が、こちらについても入林を制限する場合がありますので、現地の案内標識に十分留意をお願いします。  
また、事業が早期に終了した場合や急遽事業実行のため、入林規制箇所が変更になる場合がありますので、北海道森林管理局のホームページで確認をお願いします。
- 5 入林承認証はすぐに提示出来るよう携行をお願いします。
- 6 車両で入林する場合は、フロントガラスの明瞭な所に車両入林承認証の掲示をお願いします。
- 7 スノーモビル、雪上車、キャタピラー装着車等、これらに類するものの使用は林木の育成、施設管理の面等から使用できませんのでご承知願います。
- 8 国有林野内でのたき火、野営はできませんのでご承知願います。また、一夜にして相当量の降雪が有る場合があります車中泊もできませんので、併せてご承知願います。
- 9 空薬きょう、ゴミは持ち帰りをお願いします。
- 10 残滓処理は適切に行ってください。（獲物はすべて持ち帰って下さい。）
- 11 立木や標識類への発砲はしないで下さい。
- 12 次の行為を行った者については、入林承認を取り消す場合がありますので（グループ承認の場合はメンバー全員）ルールを遵守してください。
  - ① 森林管理局署等の職員の指示に従わない者
  - ② 狩猟入林禁止区域に入った者
  - ③ 林道等車道上で発砲した者
  - ④ 狩猟入林者の注意事項等を守らなかった者
- 13 各市町村、農業協同組合等で設置している鹿防護柵を通行する場合は、必ず通る前の状態に戻すようお願いします。
- 14 林道は道幅が狭く滑りやすいので普段以上に安全運転をお願いします。  
カーブミラーは朝夕見えないこともありますので十分減速し、必要に応じクラクションを鳴らす措置もお願いします。
- 15 車両の駐車は、林道ゲート前及び待避場等、他の車両の通行の妨げにならない箇所へお願いします。
- 16 事故等があった場合は、速やかに警察署及び管轄森林管理署等に連絡をお願いします。

問い合わせ・連絡先

上川中部森林管理署

0166-61-0206

# 上川中部森林管理署 ゲート番号表

※下記番号で開錠しない林道は通行止め及び通行不可の路線です。

106～361林班 1 2 3 4

1～66林班 1 3 5 7

1001～  
1075林班 2 4 6 8

2001～  
2192林班 1 2 3 4

2201～  
2340林班 2 4 6 8

上川地区登山道 1 7 3 2

通行止め等現地標示に従ってください。